国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：謝金支給手続きについて実態に即して整理することに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 第２　謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは，あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長，経営企画室長，監査室長又は附属学校長の承認を得なければならない。 〔省略〕 附　則 この基準は，令和７年４月１日から施行する。	〔省略〕 第２　謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは，あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により課長，経営企画室長又は監査室長の承認を得なければならない。 〔省略〕